本号で公布された法令のあらまし

◇現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（法律第八二号）（財務省）

一　所得税法の一部改正関係

1　年金所得者の申告手続等について、次のとおり簡素化することとした。（第一二一条、第二〇三条の三及び第二〇三条の五関係）

㈠　その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が四〇〇万円以下であるものが、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が二〇万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととした。

㈡　公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦（寡夫）控除を追加するとともに、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項について、所要の整備を行うこととした。

2　源泉所得税の納税地について、給与等の支払をする者が事務所等を移転した場合は、当該事務所等の移転後の所在地その他の一定の場所とすることとした。（第一七条関係）

3　棚卸資産の評価の方法について、その見直しに係る所要の整備を行うこととした。（第四七条関係）

4　居住者が贈与、相続又は遺贈により利子所得、配当所得等の基因となる資産を取得した場合における当該資産に係る利子所得の金額、配当所得の金額等の計算については、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなして、所得税法の規定を適用することとした。（第六七条の四関係）

5　申告義務のある者の還付申告書については、その年の翌年一月一日（改正前その年の翌年二月一六日）から提出できることとした。（第一二〇条関係）

6　更正又は決定に基づく源泉徴収税額等及び予納税額の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととした。（第一五九条及び第一六〇条関係）

7　生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収制度等について、当該年金の支払を受ける者と保険契約者とが異なる契約等一定の契約に基づく年金を対象から除外することとした。（第一六一条及び第二〇九条関係）

8　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行う金地金等の譲渡の対価に係る調書の提出制度等を整備することとした。（第二二四条の六及び第二二五条関係）

9　調書、源泉徴収票又は計算書（以下「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から一二月三一日までの間に提出すべきであった調書等の枚数が一、〇〇〇以上であるものについては、当該調書等に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかにより税務署長に提供しなければならないこととした。（第二二八条の四関係）

10　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

確定申告書等をその提出期限までに提出しないことにより所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第二三八条関係）

二　法人税法の一部改正関係

1　完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制等について、次の見直しを行うこととした。

㈠　内国法人がその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で一定のものの株式等を有する場合におけるその株式等については、評価損を計上しないこととする。（第三三条関係）

㈡　会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の適用を受ける場合には、連結欠損金額のうち一定の金額をないものとする。（第八一条の九関係）

㈢　外国法人が内国法人に対して国外にある資産等の移転を行う現物出資を適格現物出資に該当しないこととする。（第二条関係）

㈣　複数の完全支配関係がある大法人（資本金の額若しくは出資金の額が五億円以上の法人又は相互会社等をいう。）に発行済株式等の全部を保有されている法人については、中小企業者等の軽減税率を適用しないとともに、特定同族会社の特別税率の適用対象とする。（第六六条、第六七条及び第一四三条関係）

2　棚卸資産の評価の方法について、その見直しに係る所要の整備を行うこととした。（第二九条関係）

3　法人税の中間申告制度について、次の場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととした。（第七二条及び第八一条の二〇関係）

㈠　前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額が、一〇万円以下である場合又はその金額がない場合

㈡　仮決算による中間申告書に記載すべき法人税の額が、前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額を超える場合

4　更正又は決定に基づく所得税額等及び中間納付額の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととした。（第一三三条及び第一三四条関係）

5　取引先等に対する調査の対象について、帳簿書類以外の物件を追加することとした。（第一五四条関係）

6　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

確定申告書等をその提出期限までに提出しないことにより法人税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第一五九条関係）

三　相続税法の一部改正関係

1　更正又は決定に基づく相続時精算課税制度に係る贈与税額を還付する場合の還付加算金の計算期間について、相続税の申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととした。（第三三条の二関係）

2　相続税の連帯納付義務等について、次の措置を講ずることとした。

㈠　税務署長は、連帯納付義務者（納税義務者を除く。以下同じ。）から相続税を徴収しようとする場合等には、当該連帯納付義務者に対し、納付通知書による通知等を行わなければならない。（第三四条関係）

㈡　相続税の連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合における当該相続税に併せて納付すべき延滞税については、原則として、利子税に代える。（第五一条の二関係）

3　調書のうち、当該調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から一二月三一日までの間に提出すべきであった調書の枚数が一、〇〇〇以上であるものについては、当該調書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかにより税務署長に提供しなければならないこととした。（第五九条関係）

4　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

相続税又は贈与税の申告書をその提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第六八条関係）